「建設機械抵当法施行令」に規定される建設機械

建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号) 別表

種類	名称	範囲	評価対象
1.掘削機械	ショベル系掘削機	ショベル、パックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパ	
	-	イルドライバーのアタッチメントを有するもの	
	連続式バケット掘削機	走行装置及び22キロワット以上の掘削用原動機を有するもの	
2.基礎工事用機械	〈い打ち機及び〈い抜き機	やぐら及び原動機を有し、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が0.5トン以上のもの	
	グラウトポンプ	原動機及びグラウトポンプ用ミキサーを有するもの	
	ペーパードレーンマシン		
	大口径掘削機	スクリュー式でないもの	
	アースオーガー		
	地下連続壁施工用機械	+ T (%) 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
3.トラクター類	トラクター	自重が3トン以上のもの	
	ブルドーザー	自動が3トン以上のもの	
	トラクターショベル	パケット容量が0.4立方メートル以上のもの	
4. 運搬機械 5. 起重機類	スクレーパー	積載容量が3立方メートル以上のもの	
	機関車	注封手見がない ハートの	
	運搬車	積載重量が15トン以上のもの	
5. 起皇懷與	ジブクレーン タワークレーン	つり上げ能力が3トン以上のもの 	
	デリッククレーン	+	
	ケーブルクレーン	■	
	J - JN9 V - J	登上し表直、定付表直及び原勤機を有し、フリエロ能力が2トノ以 上のもの	
	ウインチ	上のもの	
	エレベーター	44 ロノソ 以上ツ ぶ割 放で円りのひい	
6.ボーリング機械	ボーリングマシン	3キロワット以上の原動機を有するもの	
6. ホーリング機械 7.トンネル機械	ドリルジャンボ	<u>3 キロフット以上の原動機を有するもの</u> 鑿岩機を支持するアームが2本以上のもの	
	クローラードリル	金句版で又打するチームが4件以上のもの	
	たて坑掘進機		
	トンネル掘進機		
	シールド堀進機		
	ずり積み機		
8. 整地・締め固め機械	モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの	
7. 走地 神の凹の液板	スタビライザー	日重加のリク以上のもの	
	アグリゲートスプレッダー		
	ロードローラー	自重が8トン以上のもの	
	タイヤローラー		
	振動ローラー	自走式のものにあつては自重が8トン以上のもの、被牽引式のもの	
	が発生がローク	にあつては自重が2トン以上のもの	
9. 砕石 ·選別機械	フィーダー	3キロワット以上の原動機を有するもの	
	クラッシャー	ジョークラッシャー、ジャイレクトリークラッシャー、コーンクラッ	
	7 7 7 7 1	シャー、ロールクラッシャー、インパクトクラッシャー、ロッドミル又は	
		ボールミルで、3キロワット以上の原動機を有するもの	
	選別機	トロンメル、バイプレイティングスクリーン又はクラッシファイヤーで、	
	12/13 IA	3キロワット以上の原動機を有するもの	
	ウォッシャー	ドラムウォッシャー又はスクリューウォッシャーで、3キロワット以上	
	33371	の原動機を有するもの	
10.コンクリート機械	セメント空気輸送機	フラクソー式輸送機又はキニオンポンプ	
10. 10. 100 100	コンクリートプラント	骨材貯蔵びん、計量装置及びミキサーを有するもの	
	コンクリートミキサー	混練容量が0.35立方メートル以上のもの	
	コンクリートポンプ	排送能力が毎時5立方メートル以上のもの	
	コンクリートプレーサー	打設能力が毎時10立方メートル以上のもの	
	アジテーターカー	ゴムタイヤ式でないもの	
1. 舗装機械	アスファルトフィニッシヤー	敷きならし装置、仕上げ装置、走行装置及び原動機を有するもの	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	アスファルトプラント	コールドエレベーター、骨材乾燥機、ホットエレベーター、ふるい分	
		け装置、骨材貯蔵びん、アスファルト溶解がま及びミキサーを有す	
	アスファルトクッカー	The state of the s	
	コンクリートフィニッシャー	振動機及び原動機を有するもの	
	コンクリートスプレッダー	原動機を有するもの	
	コンクリートペーパー	装軌式のもの	
12 . 船舶	しゆんせつ船	ポンプしゆんせつ船、ディッパーしゆんせつ船又はグラブしゆんせ	
	,	つ船で、独航機能を有しないもの	
	砕岩船	独航機能を有しないもの	
	起重機船		
	くい打ち船	7	
	コンクリートミキサー船	7	
	サンドドレーン船	7	
	土運船	鋼製で、独航機能を有しないもの	
	作業台船	1	
13 . その他	空気圧縮機	14キロワット以上の原動機を有するもの	
13 . その他		14キロワット以上の原動機を有するもの 29キロワット以上の原動機を有するもの	

